



東御市 第1次 総合計画

概要版



ごあいさつ

地方分権改革が進み、私達は、より自律した地方分権時代を担うに相応しい自治体として、平成16年4月に合併により『東御市』という新たな姿でのスタートを切りました。

東御市誕生にあたっては、市民の皆さんからいただいたアンケート結果や合併に至るまでの様々な議論をとりまとめた「東御市まちづくり計画」という新市建設のための基本方針を定めております。

「第1次東御市総合計画」は、その建設方針に添って、地方自治法の規定に基づき、平成25年度を目標に進んでいく市づくりの将来構想とその基本的な方向を明らかにするものとして策定いたしました。

「さわやかな風と出会いの元気発信都市」として新たな地域像の発信地を目指し、農業や観光、商工業などバランスのとれた産業振興により地域に活気をもたらすとともに、生涯学習、保健・医療・福祉の充実を一層推し進め、人と人が出会い元気に暮らしていくことのできるまちづくりを、市が目指す大きな夢と希望の象徴である基本理念として位置付けました。

この夢の実現のために、これまで以上に市民の皆様と行政とがその知恵と力を結集し、全力でまちづくりに取組んでまいりたいと考えております。

今後の市政運営に対する市民の皆様のご理解、ご協力、ご支援をお願いいたします。

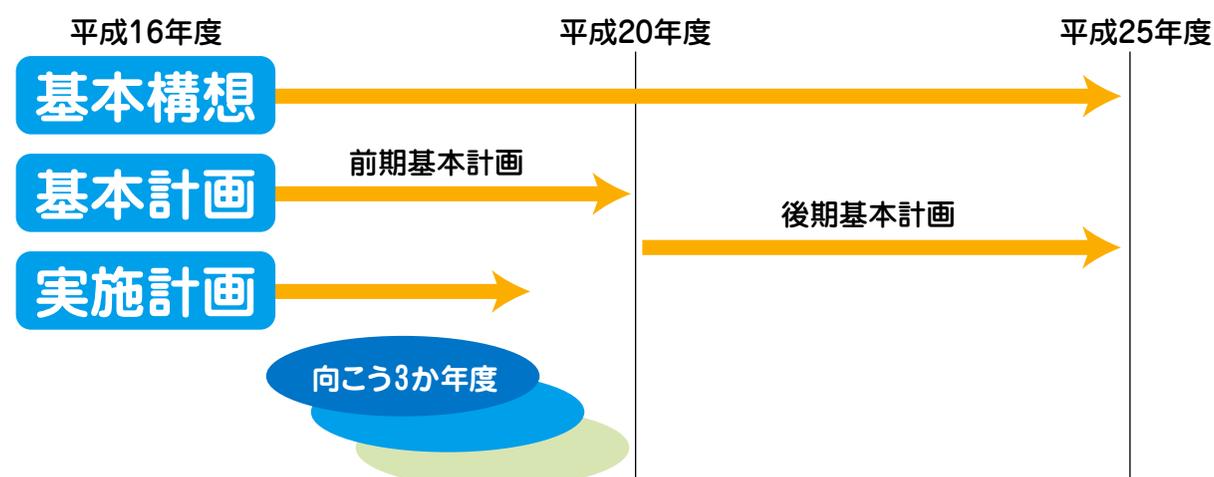
東御市長 土屋 哲男



新市のまちづくりがスタート

総合計画の構成と期間

「第1次東御市総合計画」は、基本構想、基本計画、実施計画から構成されます。



基本構想

基本理念

『さわやかな風と出会いの元気発信都市』

さわやかな高原的気候の中、自然の恵みを活かした農業や地域資源を活かした観光、まちに活気をもたらす商工業などバランスのとれた産業振興を図るとともに、生涯学習、保健・医療・福祉の充実を一層推し進め、人と人とが出会い、新しい地域像や価値観を創造し、発信する都市をめざします。

基本方針

1. 自然と共生したまちづくり
2. 一人ひとりを尊重するまちづくり
3. 市民と行政の協働のまちづくり

基本構想の 実現に向けて

- 広域連携体制の構築
- 行政改革の推進
- 計画的な財政運営

将来指標の 見通し

平成27年

人口: 32,100人
世帯数: 12,450世帯

施策の大綱

1

さわやかさを
暮らしに結ぶまち
(生活環境の整備)

2

活力を産業に
結ぶまち
(産業の振興)

3

健やかさ・安心を
結ぶまち
(保健・医療・福祉の充実)

4

未来を担う人を
結ぶまち
(教育・文化・スポーツの振興)

5

支えあい夢を
結ぶまち
(住民と行政の協働)

第1次東御市総合計画の施策体系

施策の大綱

施策

1 さわやかさを暮らしに結ぶまち
〔生活環境の整備〕

- 花と緑と水のネットワークの形成
- 循環型社会の形成
- 快適で安全な生活環境づくり

2 活力を産業に結ぶまち
〔産業の振興〕

- 魅力ある観光地づくり
- 商工業の振興と起業化支援
- 多面的な機能の発揮による農業の振興

3 健やかさ・安心を結ぶまち
〔保健・医療・福祉の充実〕

- 安心できる保健・医療・福祉体制づくり
- まちぐるみ健康づくり
- 地域で支えあう福祉のまちづくり

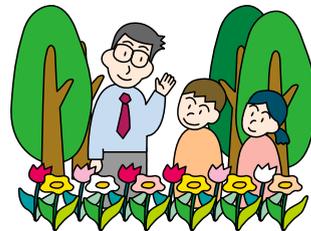
4 未来を担う人を結ぶまち
〔教育・文化・スポーツの振興〕

- 生きる力を育む教育の推進
- 文化を育むまちづくり
- 学びあい、教えあいの推進

5 支えあい夢を結ぶまち
〔住民と行政の協働〕

- 男女共同参画の推進
- 国際交流の推進
- 住民と行政の協働のまちづくり

基本計画



第1章

さわやかさを暮らしに結ぶまち

生活環境の整備

1. 花と緑と水のネットワークの形成

東御市の高原、森林、里山、河川などの豊かな自然を守るための取組みを推進していくとともに、景観や環境に配慮した都市開発により、美しいふるさとの風景を未来へと引き継ぎます。



2. 循環型社会の形成

地球環境に与える負荷を最小限にするため「クリーンリサイクルタウン東御市」として、生活廃棄物の適正処理と減量化を行い、限られた資源を可能な限り有効に使い、循環させる持続可能な循環型社会を形成します。



3. 快適で安全な生活環境づくり

誰もが利用しやすい道路交通体系の構築を図るとともに、計画的な土地利用や公共施設の整備により、快適で豊かな市民生活を送ることのできる環境を整えます。

災害、事故、犯罪が起こりにくく、また発生した場合には迅速かつ的確に対応できる、災害に強く安心感のある地域をつくれます。



第2章

活力を産業に結ぶまち

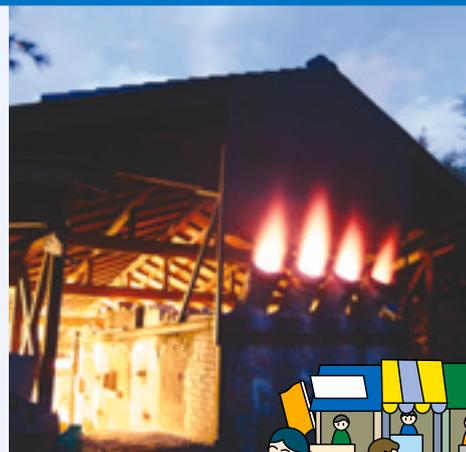
産業の振興

1. 魅力ある観光地づくり

来訪する人たちに感動、やすらぎ、もてなしを提供し、再訪を促すとともに、そこに住む市民自らが楽しみ、他に誇れる魅力ある観光地を地域が一体となって形成します。

2. 商工業の振興と起業化支援

産業を活性化させる人づくり、ものづくりを支援し、地域に根ざした魅力ある商工業を育てます。



3. 多面的な機能の発揮による農業の振興

恒久的に市民の食生活を支える産業であると同時に、市の自然環境の保全や循環型社会づくりの基盤としての役割も持ち、生産者と消費者との様々な交流を生み育てる場でもある「農」のもつ多面的な機能を活かしながら、新たな成長への基盤をつくります。



第3章 健やかさ・安心を結ぶまち

保健・医療・福祉の充実

1. 安心できる保健・医療・福祉体制づくり

市民が自らの意志により必要な保健・医療・福祉サービスを選択し、利用することができるようにサービス提供体制の充実を図り、一人ひとりが安心して生活できるまちをつくります。



2. まちぐるみ健康づくり

市民一人ひとりの健康状態の正しい把握と健康づくり活動の推進により、東御市の健康寿命の延伸を図ります。



3. 地域で支えあうまちづくり

子供や高齢者、障害者を含めたすべての市民が同じ地域に住む一員として認め合い、自分の個性を活かしながら互いに支え合うことのできるまちをつくります。



第4章 未来を担う人を結ぶまち

教育・文化・スポーツの振興

1. 生きる力を育む教育の推進

人間形成の基本となる知識や能力を養い、個々の資質を活かす教育環境を整え、21世紀の東御市を担う子どもたちに生きる力と豊かなところを育みます。



2. 文化を育むまちづくり

文化や創作芸術などが共存する「生活文化都市」として、生活の中に文化や芸術の薫りがするまちをつくります。

3. 学びあい、教えあいの推進

市民一人ひとりが、それぞれの年代やライフスタイルに応じて自ら学び、楽しみ、豊かな心を育む生涯学習、生涯スポーツを振興し、その成果をよりよいまちづくりへと反映します。

また、人権意識の高揚に努め、一人ひとりが自分らしく暮らせる人権尊重のまちづくりを進めます。



第5章

支えあい夢を結ぶまち

住民と行政の協働

1. 男女共同参画の推進

男女が性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく、あらゆる分野において参画する機会が確保され、お互いに対等な構成員として尊重し合い、喜びも責任も分かち合う男女共同参画社会の実現を目指します。



2. 国際交流の推進

国を越えた人と人との交流活動により、市民が国際感覚を身に付け、国際理解を深めるとともに、外国人が地域の一員として快適に暮らすことのできるまちをつくります。



3. 住民と行政の協働のまちづくり

住民と行政が力を出しあうことで新しい公共サービスのあり方を確立し、市民・NPO・企業・行政のそれぞれが役割を分担しつつ、市民生活を向上させる協働のまちづくりを進めます。



今後の個別計画策定予定

政策の大綱		計画の名称	16年度	17年度	18年度	19年度
東御市 総 合 計 画	さわやかさを暮らしに結ぶまち 【生活環境の整備】	環境基本計画	農用地、宅地など利用目的に応じた土地区分ごとの長期にわたる適正な利用に関する市の基本的な考え方や指針を定めます			
		一般廃棄物処理計画	ごみ、し尿処理など一般廃棄物の処理や抑制に関する市の取組方針を定めます。			
		国土利用計画	農林業との健全な調和を図りつつ、文化的かつ機能的な都市活動を確保するために、適正な制限のもとで土地の合理的利用を図るための区域及び基本的な方針の変更を検討します			
		都市計画区域変更 都市計画に関する基本的な方針 (都市計画マスタープラン)	市民・事業者・行政が同じ目標のもとに市の将来の「望ましい環境」づくりを推進していくための行動指針を定めます			
		地域防災計画	市民生活に甚大な被害を及ぼす恐れのある災害に対し、市民の生命、身体、財産を保護するために、関係機関がそれぞれの役割を認識しながら連携し実施すべき取組方針を定めます			
活力を産業に結ぶまち 【産業の振興】	農業基本条例実施計画	農業基本条例に定めた基本施策に関する、より具体的な実施手法、実施時期、実施主体を明確にした推進するための計画を策定します				
	農業振興計画	農地の流動化や担い手への集積など農業構造の改革や、農作物の生産振興と販売拡大などの農業生産に関する、長期的な見通しと具体的な数値目標、展開する施策等を定めます				
	農業振興地域整備計画	土地の自然的条件、土地利用の動向、人口及び産業の将来見通しなどを考慮し、土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して、農業振興地域の総合的な見直しを行います				
健やかさ・安心を結ぶまち 【保健・医療・福祉の充実】	地域福祉計画(仮称)	住民相互の支えあいの精神を活かしながら、地域に存在する多様なサービス提供主体が協働し、だれもが地域で自立した生活ができるよう総合的にサービスを提供する仕組みを検討します				
	老人保健福祉計画・ 介護保険事業計画	高齢者の保健福祉事業について市の現況に合わせた目標設定と基本的な取組方針を定めます あわせて介護保険事業の実施に必要な給付対象サービスを確保するための取組方針を定めます				
	障害者計画	障害者の自立を支援し、社会経済活動への積極的参加を図るために必要な障害者施策に関する市の基本的な取組方針を定めます				
	健康づくり計画	市民と行政、健康づくりに関連する機関などが協力し、市全体で健康づくりを進めていくための取組方針を定めます				
	次世代育成支援行動計画	子どもたちが健やかに成長でき、安心して子育てができる環境をつくるために、市全体が総合的に取り組むための行動指針を定めます				
未来を担う人を結ぶまち 【教育・文化・スポーツの振興】	生涯学習まちづくり基本構想(仮称)	生涯学習まちづくりを推進するための指針とその実現のために市(行政)と市民がともに取組む基本目標を定めます				
	人権施策の基本となるべき方針	差別のない真に人権が尊重されるまちづくりを進めるため、人権尊重のまちづくりに関する施策への取組方針を定めます				
支えあい夢を結ぶまち 【住民と行政の協働】	男女共同参画プラン(仮称)	男女が社会のあらゆる分野でともに責任をもって役割を担い、自立した豊かな人生を選択できる社会づくりのための推進方針を定めます				
	行政改革大綱	市民のニーズに的確に応え、真に必要な行政サービスを最小の経費で最大の効果を挙げながら提供するために、現行の組織、制度、運営方法等行政全般を改善する取組方針を定めます				
	職員適正化計画	簡素で効率的な組織機構を構成するとともに、市民にとって利便性の高い合理的な事務処理を行うための行政職員の計画的な定員管理等を検討します				



●東御市市役所企画課

〒389-0592 長野県東御市県281-2

TEL 0268-64-5893(直)

FAX 0268-63-5431

E-mail:kikaku@city.tomi.nagano.jp

ホームページ:http://www.city.tomi.nagano.jp/

平成17年3月発行